

## 法人県民税超過課税について（答申）

平成27年11月17日  
奈良県税制調査会

法人県民税の超過課税は、昭和51年度より導入された法人県民税の法人税割に対し、地方税法の定める標準税率を超えた税率により課税されている超過課税である。導入にあたっては、当初「社会福祉施設の整備」を、平成3年度からは、「社会福祉の増進及び医療の向上を図る施設の整備」を図ることを目的としている。また、課税期間としては、「平成28年3月31日までに終了する各事業年度分の法人税割」とされている。

そのため、本年度末において、課税期間の期限が到来することとなり、平成28年度以降の本税制度について、奈良県より意見を求められたため、検討を行い、県に対し提言を行うものである。

### <超過課税の評価について>

この超過課税は、創設当初から社会福祉施設の整備や医療の向上を図る施設の整備を図ることを目的に実施されてきたが、これまで県内では多くの関係施設整備が行われてきており、最近の5年間では、中央こども家庭相談センターの整備等の児童福祉、障害福祉及び老人福祉の各福祉施設並びに県立医大病棟整備等の医療施設整備に充てられるなど、一定の役割を果たしていると認められる。

今後も新奈良総合医療センターの整備をはじめ多くの関係施設整備の計画がされていることから、当該超過課税及び使途事業は引き続き継続することが適当である。

なお、平成28年度以降も引き続き以下のような検討が必要である。

※ この超過課税制度の目的は、社会福祉の増進及び医療の向上を図る施設の整備であり、負担する法人が享受する利益について検証することが必要である。

従来、この超過課税は、企業が住民にとってのセーフティネットとしての機能を果たしており、働く人やその家族が利用する医療や福祉関係の施設の充実が企業にとっての生産コストを引き下げる効果をもたらす、といった企業を中心とした意義が強調されてきた。しかしながら、奈良県が今後も医療、福祉について充実を図っていくのであれば、直接的な利益を享受する奈良県民に対して広く負担を求めていくべきという視点にたった考えにも留意する必要がある。

また、国で行われている地方法人課税改革の動向にも注視しつつ、この超過課税制度のあり方の検討についても、今後の課題として提起しておく。

### <超過課税の課税対象について>

当該超過課税制度では、奈良県では、資本金等が1億円または法人税額1千万円超の法人を対象としている。前述のように、直接的な利益を享受する奈良県民に対して広く負担を求めていくべきとの観点から、対象条件を引き下げて税率を低くするという考えはある。他方、当該基準は、中小企業を課

税対象から外しているものの、現時点では負担している企業の規模から見ると資本金が10億円未満の企業も多く負担しており、担税力の高い大企業のみを狙い撃ちしているとまでは言えないこと、また、34の都道府県が奈良県と同じ基準であることなどから、課税対象は現行のまま据え置くことが適当である。

### <超過課税の税率について>

奈良県では、当該超過課税対象法人に対する税率を、標準税率に0.8%上乘せして課税している。

税金はこの5年では年間約3億5,000万円前後で推移しているが、昨今の経済情勢等により、当該超過課税分の税金は減少傾向にある。ただし、対象事業費についても10年以上前と比較して減少傾向にあることから、事業費に占める超過分の税金のウェイトは逆に高まっているところである。

しかし、保育施設の充実など県内の法人活動の活発化にも資する事業に対する社会的な要請があること、また、全国的には44道県が同じ超過税率(0.8%)を採用していることから、税率も現行のまま据え置くことが適当である。

奈良県と全く同じ適用条件(超過税率0.8%、資本金1億円又は法人税額1千万円超)であるのは、33道府県となっており、適用期間についても、45都道府県が5年間となっている。

### <超過課税の使途事業について>

当該超過課税の使途事業費は、社会福祉施設の整備や医療の向上を図る施設の整備を図ることを目的に事業実施されており、先述のようにこれまで県内では多くの関係施設整備が行われていることから、一定の役割を果たしているといえる。

ただ、昨今の経済状況を鑑みると、評価のところで述べたように、法人の利益に担税力を見出し超過課税を行うのであれば、負担している法人に対しての合理的な説明が必要であることから、使途事業として、法人において勤務する労働者にとり、より働きやすい環境を整えるという観点に立脚し、それらの環境づくりに資する、保育や修学前教育等の児童福祉施設、あるいは介護等に係る老人福祉施設等のさらなる充実を検討することが適当である。

### <超過課税の見直し規定について>

上記のとおり、多くの都道府県で採用しているように課税期間は5年間とし、5年後には再び検討を行い必要な措置を講ずることが適当であるが、当調査会で議論されたように、税率や使途事業については、課税期間途中であっても妥当性や有効性を評価し、その上で見直し等ができるような仕組みについても併せて検討することが適当である。